

## 行政の焦点



つていました。

### 1、労災保険を先に受給する場合 (算出条件)

- 特別支給金・特別一時金の額は考慮しない(労災保険)

● 慶謝料の額は考慮しない(自動車保険)

● 自動車保険の逸失利益は2000万円とする(具体的にはライブニッツ係数などを利用して算出します)

ア、労災保険の受給額  
給付基礎日額×支給日数  
=障害補償給付額

$$1\text{万円} \times 302\text{日} = 302\text{万円}$$

イ、自動車保険の受給額  
額(後遺症の逸失利益分)  
逸失利益 - 労災給付額

$$2000\text{万円} + 302\text{万円} = 2302\text{万円}$$

ウ、労災保険と自動車保険からの受給総額  
= 2302万円となります。

## どちらがお得?



監督署の窓口で労災保険請求人の男性と担当者との押し問答が始まりました。

担当者「交通事故で自動車保険へも請求できるなら、自動車保険を受領されてから労災保険へ請求されはどうでしょう

か」

被災労働者「仕事中に起こった交通事故だから労災保険を先に使いたい。自動車保険との示談は労

ります。

### 2、自動車保険を先に受

#### 受給する場合

(算出条件は上記と同様)

ア、自動車保険の受給額(後遺症の逸失利益分)

$$\text{支給金額} = 2000\text{万円}$$

イ、労災保険の受給額  
給付基礎日額×支給日数  
=自動車保険の支給額

$$1\text{万円} \times 302\text{日} = 302\text{万円}$$

ウ、労災保険と自動車保険からの受給総額  
= 302万円となります。

このケースでは、自動車保険を先に使用された

場合の受給総額が多くなります。その理由は、労災保険には負傷から3年

を超えた日以降に支給事由の発生(この場合は治ゆ日)した保険給付に対

しては自動車保険から受給した保険金額の控除を行わないという規定があるからです。

担当は、具体的な数字を示し、「労災保険を受

給される急ぎの理由があれば、自動車保険を先に受給されることをお勧めします」と伝えると、請求人の男性は大変喜んで帰つて行かれました。仕事中・通勤途中に交通事故に遭われた場合、保険金の請求先は労災保険だけでなく、自動車保険、自賠責保険、人身傷害保険、厚生年金保険など複数にわたります。ここに示した事例は稀なケースではありますが、請求方法によって受給される保険金額が異なつてくる場合もあります。特に、遺族(補償)年金、障害(補償)年金などを受給される場合は、労災保険と自動車保険等の請求方法で、受給される保険金の総額が大きくなるケースが散見されます。事故が発生された場合は、自動車保険へ保険金請求される前に、監督署担当者へも是非ご相談いただきたいと思います。